

様式（改正省令附則第3項第2号関係）

地下貯蔵タンク等の在庫の管理及び危険物の漏えい時の措置に関する計画届出書

中濃消防組合 管理者		様		年 月 日	
				届出者 住所 _____（電話 _____） 氏名 _____	
設 置 者	住 所	電 話			
	氏 名				
製 造 所 等 の 別			貯 蔵 所 又 は 取 扱 所 の 区 分		
設 置 の 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号		年 月 日 第 号			
設 置 場 所					
在 庫 管 理 に 従 事 す る 者 の 職 務 及 び 組 織		別 添（在 庫 管 理 等 に つ い て の 計 画 書）			
在 庫 管 理 に 従 事 す る 者 に 対 す る 教 育		別 添（在 庫 管 理 等 に つ い て の 計 画 書）			
在 庫 管 理 の 方 法		別 添（在 庫 管 理 等 に つ い て の 計 画 書）			
危 険 物 の 漏 れ が 確 認 さ れ た 場 合 に 取 る べ き 措 置		別 添（在 庫 管 理 等 に つ い て の 計 画 書）			
そ の 他 必 要 な 事 項					
受 付 欄		備 考			

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
 - 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 3 印の欄は、記入しないこと。
 - 4 必要に応じ関係書類を添付すること。

平成15年総務省令第143号（改正省令附則第3項第2号）関係

在庫管理等についての計画書

事業所名

設置場所

1 点検実施体制

点検実施にあたり、責任者は従業員の中からあらかじめ正、副の点検実施者を次のとおり定め、点検者が適正に実施される体制を整える。

責任者 (氏名) ———— { 点検実施者(正)
(氏名) 点検実施者(副)
(氏名)

2 在庫管理の対象設備

事業所における点検管理の対象設備は次のとおりです。

(1) 地下貯蔵タンク

タンク	油種	容量	構造	完成検査年月日
		KL	一重殻(タンク室・直埋設)・二重殻	年 月 日
		KL	一重殻(タンク室・直埋設)・二重殻	年 月 日
		KL	一重殻(タンク室・直埋設)・二重殻	年 月 日
		KL	一重殻(タンク室・直埋設)・二重殻	年 月 日
		KL	一重殻(タンク室・直埋設)・二重殻	年 月 日
		KL	一重殻(タンク室・直埋設)・二重殻	年 月 日

(2) 漏えい検査管

1 ~ () 合計本数 : (本)

3 点検実施体制へ関与する者への教育体制

責任者は点検実施者に対し、以下の教育を実施する。

対象者	実施時期	内 容
点検実施者	1回 / 1年 対象者が交代した場合は、随時実施する。	(1) 点検義務等に関する基本的事項 点検実施計画書の意義・目的の理解 点検管理に関する消防法の理解 点検管理の対象となる設備の理解 (2) 在庫管理の点検方法及び記入方法 (3) 漏えい検査管の点検方法及び記入方法 (4) 異常時の対応 異常の判断基準の理解 異常時の対応手順の理解

4 点検方法

(1) 漏えい検査管による確認及び危険物の貯蔵又は取扱数量の1/100以上の精度で在庫管理を行うことにより、1週間に1回以上危険物の漏れを確認する。

(2) 漏えい検査管点検方法

ア 専用工具またはプライヤー等を使用して蓋を開ける。

イ 漏えい検査管内に3～5m程度の金属製巻尺又は棒を挿入し、金属製巻尺等に油分が付着していないか臭い又は目視で確認する。

(3) 在庫管理の方法

在庫管理を実施する際の在庫量の測定方法は、それぞれ下記の測定機器・器具を用いて実施する。

ア 遠隔式液面計

地下貯蔵タンクに内蔵された液面感知装置と屋内に設置された液面表示装置は有線又は無線で遠隔通信されていることから、屋内の液面表示装置の数値を読み取り、在庫量を測定する。測定したデータは、必要に応じプリントアウト（印刷）して確認する。

イ タンク直上式液面計

地下貯蔵タンク上部に設置された液面計測器の数値を読み取り、在庫量を測定する。測定に当たっては、液面計が設置されているタンク上部マンホールを開け、液面計の数値を直接読み取る。

読み取りの誤差が出ないように、必ず液面計の真上から計器の数値を測定する。

ウ 検尺棒

(ア) 検尺棒は、タンク容量に対して1/100以上の精度の目盛りが刻まれたものを使用する。(例：10KLタンクの場合は、最小目盛り100Lで刻まれたものを使用する。)

(イ) タンク上部マンホール内に設置されている検尺口を開け、専用の検尺棒を地下貯蔵タンクの底板に当たるまで静かに挿入し、速やかに引き上げ検尺棒に付着した油の位置を読み取り、在庫量を測定する。(なお、検尺棒の液面付近に、油に反応(変色)する薬剤を塗布して測定すると、より読みやすく正確に測定できる。)

(ウ) ローリー荷卸し時や直後は、地下タンクの液面が揺れているので在庫量の測定は行わない。

(エ) 在庫量の読み取りは、検尺棒に付着した油の位置を読み取るが、付着した

油の位置が目盛りと目盛りの間にある場合は、目測で目盛り間を10等分して読み取る。

(例：10KL タンクで、5,100Lと5,200Lの間に付着した油の位置がある場合に、その位置のほぼ中間であれば、5,150Lと読み取る。)

5 異常の判断

(1) 在庫管理時の異常

週1回以上実施する在庫管理において、著しい増減が発生した場合は異常と判断する。

(2) 漏えい検査管点検時の異常

漏えい検査管から著しい油臭がするか、挿入した金属製巻尺等に著しい油分の付着が認められた場合は異常と判断する。

6 異常時の対応

(1) 点検実施者は上記5(異常の判断)に記されている異常が疑われた場合は、速やかに責任者へ報告する。

(2) 責任者は、点検実施者から報告された「異常の疑い」が油漏えいによる異常であると判断された場合は、速やかに消防本部予防課に報告するとともに、専門業者に詳細検査を依頼する。

(3) 専門業者は異常箇所の特定を行い、責任者に報告する。

(4) 責任者は消防本部予防課と相談の上、適切な修理・取替えを計画し、申請、許可を受け、復旧工事を実施する。

地下タンク在庫と漏えい検査管点検表

タンク	油種	タンク容量	KL	記録責任者						
月	検査管の点検	営業前の在庫管理	ローリーからの受入数量	計量機からの販売数量	計算在庫量	営業終了時の実在庫	本日の増減	軽量機からの販売量累計	増減量の累計	累計増減率
	注	A	B	C	D	E	F	G	H	I
					A + B - C		E - D	前日のG + C	前日のH + F	(H ÷ G) %
1 ()										
2 ()										
3 ()										
4 ()										
5 ()										
6 ()										
7 ()										
8 ()										
9 ()										
10 ()										
11 ()										
12 ()										
13 ()										
14 ()										
15 ()										
16 ()										
17 ()										
18 ()										
19 ()										
20 ()										
21 ()										
22 ()										
23 ()										
24 ()										
25 ()										
26 ()										
27 ()										
28 ()										
29 ()										
30 ()										
31 ()										
月間累計										

各累計の数字は原則毎日計算する。1週間に1回累計の計算を行う場合には、毎週決まった曜日に行う。

注 漏えい検査管の点検は1週間に1回以上の点検を行い、異常の有無を記録すること。